

## 子どもの放課後対策に関する検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 千葉市の子どもの放課後に関する政策について検討するため、子どもの放課後対策に関する検討会議を置く。

### (組織)

第2条 本会議は、別紙に掲げる職にある者をもって組織する。

2 本会議に議長を置き、教育次長をもって充てる。

### (所掌事項)

第3条 本会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 放課後子ども教室等の学校教育以外で子どもに提供するプログラムに関すること
- (2) 子どもルームに関すること
- (3) 学校施設の開放に関すること
- (4) その他、子どもの放課後対策に関すること

### (資料の提出)

第4条 本会議の長は、関係者を招集し、その意見もしくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第5条 本会議の庶務は、生涯学習部生涯学習振興課において処理する。

### (補足)

第6条 本要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、会議の長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年 9月11日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3 年12月 1日から施行する。

(別紙)

○教育次長

教育総務部長

教育総務部企画課長

教育総務部学校施設課長

学校教育部長

学校教育部学事課長

学校教育部教育改革推進課長

学校教育部教育指導課長

学校教育部教育支援課長

生涯学習部長

生涯学習部生涯学習振興課長

生涯学習部生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長

生涯学習部中央図書館管理課長

こども未来部長

こども未来部こども企画課長

こども未来部健全育成課長